

令和 6 年度介護保険サービス提供事業者説明会 (集団指導)

- 令和 6 年度介護報酬改定の概要について
- 介護給付費の適正化について
- 国保連合会での審査と支払までの流れについて
- 給付管理票「新規」「修正」「取消」について
- 返戻（保留）一覧表の見方について
- 静岡県国保連合会のホームページについて
- 【別添】ケアプランデータ連携システムについて

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
令和 6 年 9 月～11 月

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

令和 6 年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和 6 年度介護報酬改定の施行時期については、令和 6 年度診療報酬改定が令和 6 年 6 月 1 日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 6 月 1 日施行とするサービス
 - ・ 訪問看護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 通所リハビリテーション
 - 4 月 1 日施行とするサービス
 - ・ 上記以外のサービス
- 令和 6 年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和 6 年 6 月 1 日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和 6 年 6 月 1 日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和 6 年 4 月 1 日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - 令和 6 年 8 月 1 日施行とする事項
 - ・ 基準費用額の見直し
 - 令和 7 年 8 月 1 日施行とする事項
 - ・ 多床室の室料負担

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
				預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
				預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

介護給付費の適正化について

国保連合会では、保険者の委託を受けて介護給付費の適正化として縦覧点検を行っています。サービス提供月の8ヶ月後に点検を行います。事業所への確認が必要であった場合、事業所宛てに確認・照会通知を郵送しています。

国保連合会から確認・照会通知が届いた場合は、内容についてご確認のうえ、期日までにFAXにて回答を提出してください。

◆縦覧点検（対象：すべての事業所）

確認内容の例）・初期加算を再度算定するための要件は満たしているか。

- ・短期集中リハビリテーション加算の起算日が正しいか。起算日から3月以内に算定されているか。
- ・短期入所利用がある月の介護予防通所リハビリテーション費が日割りで算定されているか。

郵送で『確認届』・『照会事項』が届いた場合は、回答を記入のうえ、FAXにて返信してください。

併せて他のサービス提供月の自主点検をお願いします（算定回数、重複算定等）。

◆『居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表』・『介護給付費縦覧審査確認表（支援事業所）』（対象：居宅介護支援事業所・地域包括支援センター）

給付管理票に不備がなくサービス計画費の支払いは既に行われているが、サービス事業所への支払いが行われていない場合に送付しています。

「利用実績のない」給付管理票の提出やサービス計画費の請求を行っていないかどうかを確認してください。

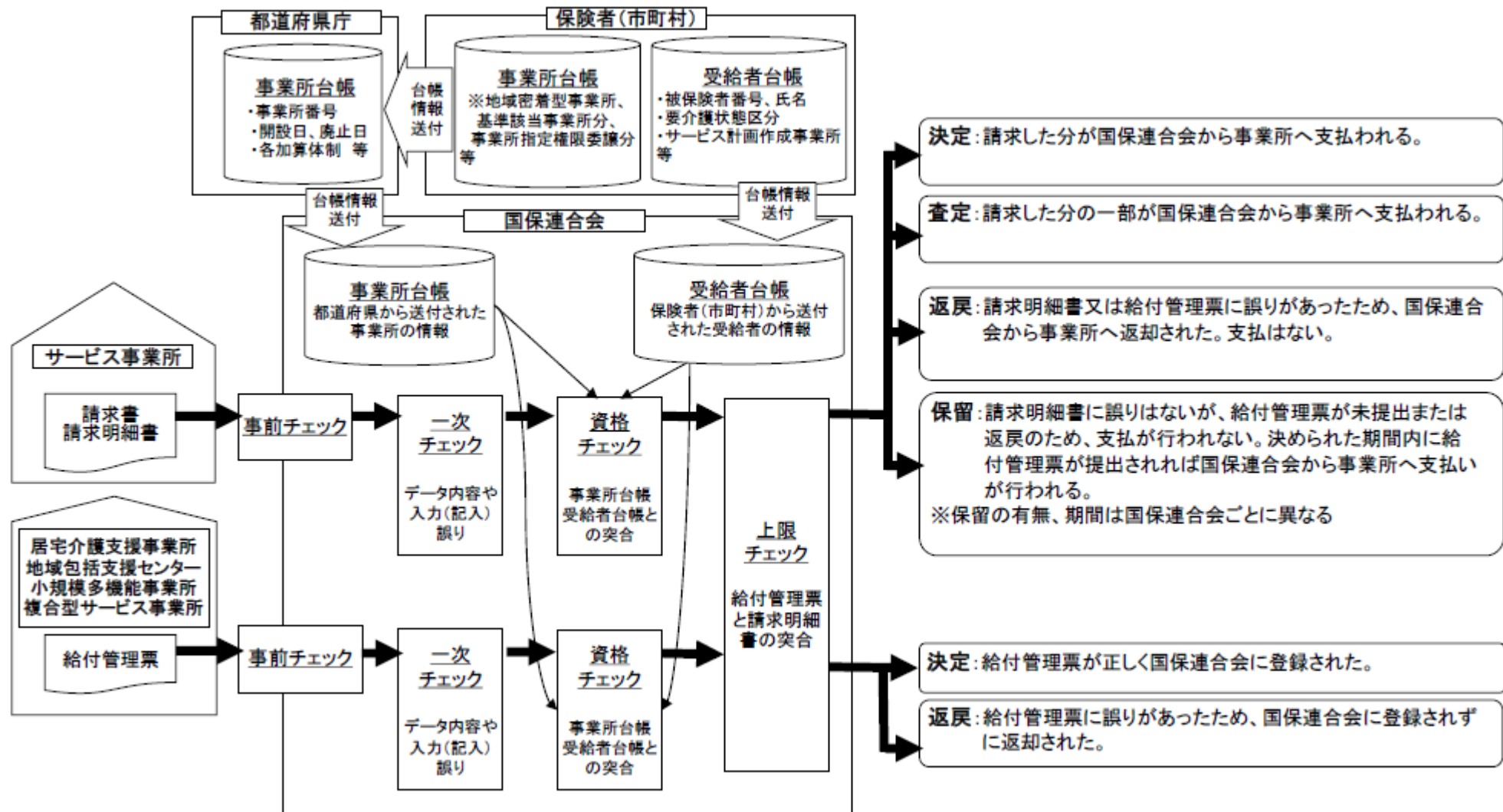
『居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表』： サービス提供月から 5～7ヶ月後に審査結果と一緒に送付します。

サービス計画費の請求に誤りがあった場合はサービス計画費の過誤取下げをしてください。

『介護給付費縦覧審査確認表（支援事業所）』： サービス提供月から 8ヶ月後に郵送にて送付します。

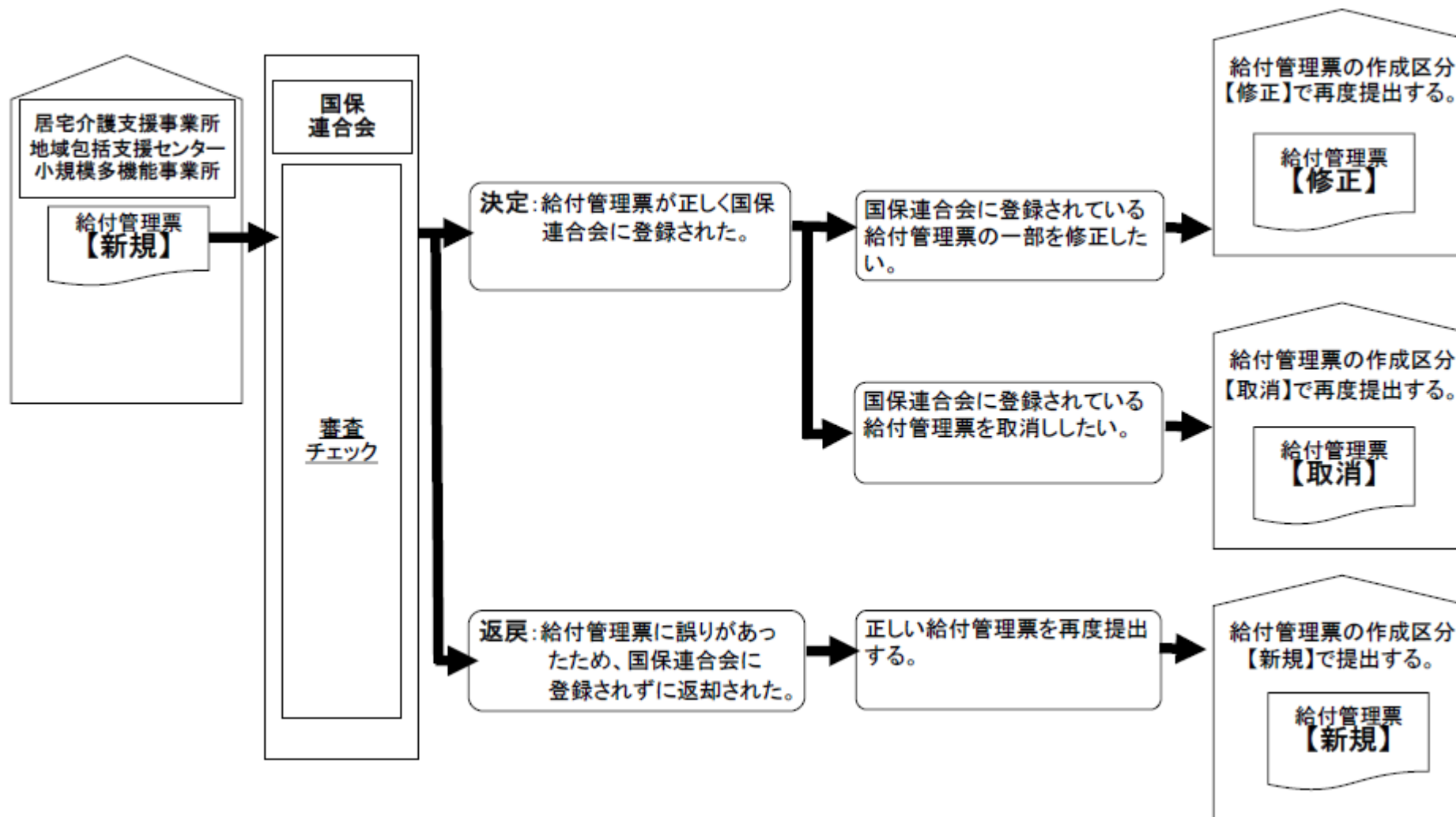
回答欄に確認した内容と過誤の「要・不要」を記入のうえ、FAXにて返信してください。

国保連合会での審査と支払までの流れ



給付管理票「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



返戻（保留）一覧表の見方

審査の結果、「返戻」または「保留」となったものを通知する一覧表です。

①なにが、②どのような原因で、③結果は「返戻」「保留」のどちらかを確認してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和〇年〇月審査分

事業所（保険者）名 □□介護事業所

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 被保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス提供 年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
		①						②	③

①なにが

→ 「種別」欄で確認

「サ」…サービス計画費（ケアプラン料）

「請」…請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」…給付管理票

「ケ」…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（総合事業の場合に限る）

②どのような原因で

→ 「内容」欄で確認

この欄を参照して修正等をしてください。詳しくは国保連合会ホームページ内に原因・対応が掲載されていますのでご覧ください。

[静岡県国保連合会 HP](#) → [介護保険事業者の皆様へ](#) → [介護報酬請求に関する資料](#) → ②介護保険請求事務の解説（別冊）

③結果は返戻？保留？

→ 「備考」欄で確認

「保留」…突合する給付管理票の決定がないため、翌月審査まで支払いは保留します。

「返戻」…請求（提出）は却下されました。必要に応じて再請求（再提出）が必要です。

「〇〇〇〇」（4文字の英数字）…こちらも「返戻」と同様です。

静岡県国保連合会のホームページ

請求に関する疑問や各種様式はホームページをご覧ください！

静岡県国保連合会



静岡県国民健康保険団体連合会

一般の皆様へ

保険医療機関・
薬局等の皆様へ
(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護)

特定健診等
実施機関の皆様へ

介護保険事業者
の皆様へ

障害福祉サービス
事業者の皆様へ

ホーム > 介護保険事業者の皆様へ

介護保険事業者の皆様へ

介護保険事業者の皆様へ

介護報酬の請求方法について >

令和6年度 介護給付費受付締
切日等予定表 >

介護報酬請求に関する各種資料 >

★事業所⇒国保連（各種様式） >

介護保険だより >

介護保険・保険者番号一覧表 >

介護保険の苦情・相談 >

ケアブランドデータ連携システム
について >

事業所別審査状況一覧表印刷の
手引き >

各種お知らせ等 >

介護報酬の請求方法について

- ① 平成30年4月以降の介護給付費の請求について（ISDN請求の廃止・書面による請求の原則廃止）
- ② 介護保険におけるインターネット請求の概要

介護給付費受付締切日等予定表

- ③ 令和6年度 介護給付費受付締切日等予定表

介護報酬請求に関する各種資料

- ④ ①医療保険と介護保険の給付調整について
- ⑤ ②介護保険請求事務の解説
- ⑥ ③月途中の変更における事務処理対応等
- ⑦ ④福祉用具貸与介護給付費請求明細書記載例
- ⑧ ⑤保険料滞納者に対する給付制限
- ⑨ ⑥「居宅療養管理指導」請求における介護給付費請求書・明細書の記載例
- ⑩ ⑦居宅介護支援費請求における算定要件等について（初回加算、退院退所加算）
- ⑪ ⑧介護予防支援費請求における算定要件等について（初回加算）
- ⑫ ⑨特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について（指定医療機関用）
- ⑬ ⑩サービス種類と適用可能公費の関係
- ⑭ ⑪制度改正における様式記載例

★事業所⇒国保連（各種様式）